

議案第 1 号参考資料

枚方市いじめ防止基本方針の一部改訂について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
はじめに 【1 ページ】 段落 1 ～ 4 [略] <u>本市では、いじめの認知件数、いじめ重大事態の認知件数とも増加している状況に対応するため、令和 5 年度には、教育委員会事務局にいじめ対策グループを新設し、弁護士及びスクールソーシャルワーカーを新たに配置しました。</u> <u>また、教育委員会を調査主体とするいじめ重大事態調査について、公平性・中立性を確保するとともに、これまで以上に機動的な調査が行えるよう、第三者で構成する「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を新たに設置しました。</u> <u>これに加え、市長部局にもいじめ問題の相談窓口を開設するとともに、学校を通じて配付する「お手紙相談」やタブレット端末で行う「ぽーちSNS相談」など、市長部局と教育委員会が連携する相談体制も充実させています。</u> <u>学校におけるいじめに対する措置については、法第 23 条や国及び本市の基本方針に基づき、適切に対応すべきものですが、本市では、この間、教職員によるいじめの正確な認知、組織的な対応、適切なアセスメントや対処プランの構築などに課題があり、重大事態に至る事案が続いています。</u> <u>再発防止に向けて、学校は、いじめは単に謝罪をもって解決することではないとの認識を持ち、子どもたちが抱える背景事情も踏まえ、適切なアセスメントと対処プランのもと、いじめを受けた子どもの心のケアやいじ</u>	はじめに (1 ページ 段落 1 ～ 4) [略] <u>本市では、これまでも、いじめ問題の克服に向けた取組を推進するため、平成 1 8 年度から「枚方市いじめ問題連絡会」を設置し、いじめ問題に対し、各部局が連携して対処してきました。また、新入生に向けて啓発冊子「ストップ！いじめ」を毎年配付するとともに、「いじめ専用ホットライン」を設置し、いじめの早期発見や様々な教育相談に取り組んできました。</u> <u>また、学校における教育相談体制として、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、本市独自に小学校では枚方市少人数学級充実事業、中学校においては枚方市生徒指導体制充実事業（平成 3 0 年度から小中学校対象の枚方市生徒指導充実事業）を実施し、子どもたち一人ひとりの声を受け止め、きめ細かな対応を行ってきました。そして、すべての教職員がいじめ・体罰の防止に取り組むため、平成 2 5 年度には、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編・体罰防止編）」を作成し、各学校園におけるいじめ・体罰の防止等の一層の充実に取り組んでいるところです。</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>めを行った子どもの成長支援などにも取り組みます。そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家をできる限り早期に活用します。</u> <u>また、個々の教職員のいじめへの理解を深めるとともに、子どもたちへの発達支持的生徒指導を通じていじめを生まない学級づくり・学校づくりに取り組みます。また、教職員が互いに支えあい学びあえる環境のもと、組織的な対応を徹底し、一人一人の教職員に力をつけていきます。</u> <u>教育委員会は、いじめの理解が浸透し深まるような実践的な研修及び、学校に対する研修支援を行います。また、各学校のいじめ事案だけでなく不登校、子どもの発達課題や心理的特性の問題や生徒間トラブルの情報を収集し学校対応の課題分析のもと、いじめの予防的な関わりも含めて専門家とつなげる等、学校対応の支援の役割を果たします。</u> 今後、本市では、この「枚方市基本方針」に基づき、すべての枚方市立学校園や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めてまいります。 <u>※「ぼーち」とは、枚方市立学校に在籍するすべての子どもたち及び教職員に配備するタブレット端末に搭載されているアプリで、SNS相談の他、可視化されたデータを基に子どもたちの些細な変化を教職員が共有できる機能があります。</u> 【3ページ】 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1. 本市における基本方針策定の目的	今後、本市では、この「枚方市基本方針」に基づき、すべての枚方市立学校園や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めてまいります。 （3ページ） 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1. 本市における基本方針策定の目的

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
本市は、いじめは重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の目的（いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び府、本市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。 3. いじめの防止等のための基本的な考え方 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。 <u>また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません（発達支持的生徒指導）。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが重要です。</u> ○ 〔略〕 ○ 〔略〕	本市は、いじめや<u>体罰</u>は重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の目的（いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び府、本市の方針を踏まえ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。 3. いじめの防止等のための基本的な考え方 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
○ いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。 <u>以上のような取り組みに加え、学校は教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行います。</u> ※ <u>共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。</u> ※ <u>市民性教育とは、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、様々な取組を通じて市民性を養う観点から行う教育をいう。</u>	○ いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。
4. いじめの未然防止に向けた役割 【4ページ】 (2)学校の役割 ○ <u>【略】</u> ○ <u>子どもたちが主体の、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。</u> ○ <u>子どもたちの背景は多様であり、学級や部活動などその子どもを取り巻く学校生活全般において、必要な配慮が受けられるよう、就学前施設</u>	4. いじめの未然防止に向けた役割 (2) 学校の役割 ○ <u>【略】</u> ○ <u>子どもたちが主体となつて、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>や小学校からの引継事項も含め、これら多様な背景の情報を学校全体で共有し、日ごろから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した適切なアセスメントに基づく支援プランの作成と実行を行います。</u> ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめの未然防止<u>及び早期発見</u>に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます 【6ページ】 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1. 教育委員会が実施する取組 (1)いじめの未然防止・早期発見 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ <u>教育委員会の「いじめ専用ホットライン」、市長部局の「いじめ相談専用電話」の他、メール相談、面談、お手紙相談、ぽーち SNS 相談など、市長部局と教育委員会が相互に連携して多様な相談体制を整え、子どもたちやその保護者に周知を図ります。また、子どもたちや保護者からの相談を24時間受け付ける大阪府の「すこやか教育相談」と連携し</u>	○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめ<u>や体罰</u>の未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます 【6ページ】 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1. 教育委員会が実施する取組 (1)いじめの未然防止・早期 発見 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>た取り組みを進めます。</u> ※ <u>ぼーち SNS 相談は、一般的な相談の中から些細な兆しを見つけ、いじめの担当部署につなぐ役割を担っている。</u> ○ 教育委員会と学校の生徒指導主事及び生徒指導主担者との連携体制をより充実するとともに、小中生徒指導連絡会を活用して、小中学校で一貫した指導や支援を行います。<u>また、枚方市立学校の教職員に対し、いじめ対応に係る実践的かつ継続的な研修を実施し、いじめの防止に関する人権意識を高め、いじめによる被害が発生した場合の子どもや保護者の心情理解等についての研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。</u> ○ 学校に対し、学期に1回以上のアンケートの実施及び結果についての報告を求め、いじめの実態把握に努め、実用性のあるマニュアル<u>や事案聴き取りシート等</u>を作成・活用し、必要な措置を講じます。 <u>また、教育委員会として、学校から報告を受けた際の対応マニュアル等に基づき、必要な措置を講じます。</u> ○ 【略】 【7ページ】 (2)いじめへの対処 ○ 学校からいじめの報告を受けたときは、<u>関係機関と連携して</u>当該学校に対し迅速かつ適切な支援を行うなどの必要な措置を講ずることを指示するとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。 ○ <u>学校のいじめ対応について、枚方市基本方針及び学校基本方針等を踏まえた適切な対応ができているか確認し、速やかに適切な支援を行いま</u>	○ 教育委員会と学校の生徒指導主事及び生徒指導主担者との連携体制をより充実するとともに、小中生徒指導連絡会を活用して、小中学校で一貫した指導や支援を行います。 ○ <u>枚方市立学校の教職員に対し、いじめの防止や体罰根絶等に関する人権意識を高める研修や</u>いじめによる被害が発生した場合の子どもや保護者の心情理解等についての研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。 ○ 学校に対し、学期に1回以上のアンケートの実施及び結果についての報告を求め、いじめの実態把握に努め、実用性のあるマニュアルを作成、活用し、必要な措置を講じます。 ○ 【略】 (2)いじめへの対処 ○ 学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対し迅速かつ適切な支援を行うなどの必要な措置を講ずることを指示するとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
す。 ○ 〔略〕 ○ 学校への緊急支援として、<u>スクールカウンセラー</u>、スクールソーシャルワーカー等を<u>速やかに</u>派遣するとともに、スクールロイヤーによる法律相談を行います (3) 〔略〕 (4)教育委員会が設置する組織 ① 〔略〕 ②枚方市学校いじめ対策審議会の設置 <u>法第 1 条に規定するいじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置します。</u> この審議会は、教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携のもとに設置され、<u>学識経験者や福祉及び臨床心理の専門的知識を有する者等</u>で構成します ③枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の設置 <u>法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置します。</u>	○ 〔略〕 ○ 学校への緊急支援として、スクールソーシャルワーカー、<u>スクールアドバイザー</u>等を派遣するとともに、スクールロイヤーによる法律相談を行います (3) 〔略〕 (4)教育委員会が設置する組織 ① 〔略〕 ②枚方市学校いじめ対策審議会の設置 <u>本市におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査研究を行うために、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置します。</u> この審議会は、教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携のもとに設置され、<u>弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、その公平性・中立性を確保します。</u> ③枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の設置 <u>枚方市立学校において子どもたちの生命に関わるなど重大な事案が発生した場合は、当該事案がいじめに起因するものであるかどうか、中立かつ公正な第三者の立場から調査等を行うために、教育委員会の附属機関として、条例により「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置します。</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
この調査委員会は、<u>学識経験者及び臨床心理の専門的知識を有する者等で構成します。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体からの推薦等によって、公平性・中立性を確保します。</u> 2. 学校が実施する取組 (1) [略] 【8 ページ】 (2)いじめの防止等の対策のための組織 <u>各学校は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。なお、複数の教職員については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員などから、各学校の実状を勘案して選任します。</u> また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を求めることで、さらに効果的な組織となります。<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関わりを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。</u> <u>さらに、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、子どもたちに最も接する機会の多い学級担任や部活顧問等が参画します。</u>	この調査委員会は、<u>弁護士や心理の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、その公平性・中立性を確保します。</u> 2. 学校が実施する取組 (1) [略] (2)いじめの防止等の対策のための組織 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を求めることで、さらに効果的な組織となります。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>なお、いじめに対する早期対処のために、機動的に動ける初動体制を組めるよう、柔軟な運営規則を定めます。（校長、教頭、生徒指導主事等によるコアメンバー会議を設けるなど）</u> 以下　〔略〕 【９ページ】 (3)いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて ①いじめの未然防止 段落１　〔略〕 また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、<u>いじめを止めさせるための行動の重要性を理解できるよう努めます。</u> <u>加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることのない、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるとともに、子どもたちが主体的に話し合う機会をつくること</u><u>ができるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。</u> さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。 <u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関りを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・</u>	以下　〔略〕 (3)いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて ①いじめの未然防止 段落１　〔略〕 また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。 さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。</u> ②早期発見 【９ページ】 段落１～４ [略] 【１０ページ】 段落５に追加 <u>アンケート結果や「ぼーちの心の可視化」、周りの子どもたちの様子などからは、いじめの有無を判断するだけでなく、子どもたちの学校生活への適応状況や、ＳＯＳを発信できないでいる子どもの困り感の把握に努めます。</u> <u>教職員は、子ども同士のトラブル事案として対処した場合であっても、その背景にはいじめの疑いがあるとの認識をもって、学校組織全体で情報共有ができるよう、いじめ防止対策委員会への報告を行います。</u> <u>管理職は、その報告が適切になされているか、報告漏れはないかの確認を行い、ＯＪＴや定期的な点検を通じて教職員の対応力の向上を図るとともに、相談を受けた際の相談記録を作成・保管します。</u> <u>※「ぼーちの心の可視化」とは、タブレット端末アプリ「ぼーち」の機能で、子どもたちがその日の気持ちを「晴れ」、「曇り」、「雨」の３段階で自己評価し「ぼーち」に入力、教職員は子どもたちの日々の心の変化を「ぼーち」上で確認する。</u> <u>※ＯＪＴとは、業務に習熟した先輩教職員が新入教職員などに対し、一緒に実務に携わり、必要な知識やスキルを実践しながら伝承する手法（On The Job Training）。</u>	②早期発見 段落１～４ [略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
③いじめに対する措置 <u>いじめを認知した場合、もしくは、いじめの疑いを認知した場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」（コアメンバー会議など）に報告するとともに、暫定的に当該委員会（コアメンバー会議など）の方針に基づき、まずは、正確な実態把握を行います。また、正確に把握した実態に基づいて、当該委員会（全体メンバーによる会議）を開催し、単に謝罪をもっていじめの解消とするのではなく、その背景について、関係者により分析を行い、対処方針を決定します。</u> 4 段落 【略】 <u>いじめの正確な実態把握に向けては、専門家と情報を共有し、聞き取りにあたっての注意点について助言を受けるとともに、いじめを受けた子ども心のケアやいじめを行った子どもの成長支援が適切に行えるよう、専門家の知見を活用します。</u> <u>聞き取りにあたっての注意点としては、「まずは子どもの言い分を聴くことが大事」との認識のもと、聞き取りが指導にならないよう留意する、複数の教職員で対応する、複数の子どもたちへの聞き取りは個別にかつ可能であれば同時に行う、子どもたちの証言が相反するときは、他の子どもに裏付けの聞き取りを行うなどが考えられます。</u> また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為	③いじめに対する措置 4 段落 【略】 また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじ

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
はいじめに加担する行為であることを理解させます。 <u>学校は、いじめは単に謝罪をもって安易に解消するものではないことを認識し、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。いじめ防止対策委員会の会議録及び支援・指導の経過記録を作成・保管します。</u> 以下 【略】 ④ いじめ解消の定義 <u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。</u>いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。 以下 【略】 【１２ページ】 3. 重大事態への対処 (1)教育委員会または学校による調査 <u>いじめ重大事態の調査に際して、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。</u> ①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか ②体験したり目撃したりした事実なのか、他から聞いた間接情報なのか	めに加担する行為であることを理解させます。 以下 【略】 ⑤ いじめ解消の定義 いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。 以下 【略】 【１２ページ】 3. 重大事態への対処 (1)教育委員会または学校による調査 <u>平成２９年、本市ではいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生しました。こうした事態が発生した場合には、</u>教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。 ①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか ②体験したり目撃した事実なのか、他から聞いた間接情報なのか

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
以下 〔略〕 【12ページ】 ①調査を要する重大事態 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 2段落 〔略〕 <u>また、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組みます。</u> 【13ページ】 ②重大事態の報告 1段落 〔略〕 教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し、重大事態の発生を市長に報告するとともに、大阪府を通じて	以下 〔略〕 ①調査を要する重大事態 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 ○ 〔略〕 2段落 〔略〕 ②重大事態の報告 1段落 〔略〕 教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告します。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>国に報告します。</u> <u>調査を開始したときはその旨を、学校は教育委員会に、教育委員会は大阪府を通じて国に報告します。</u> 【13ページ】 ④調査を行うための組織 [略] イ)教育委員会が主体となる場合 教育委員会の附属機関である「調査委員会」を招集し、調査を行います。 ⑤ 調査方針の説明等 <u>調査主体となる学校または教育委員会は、①重大事態調査の目的、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間、④調査事項、⑤調査方法、⑥調査結果の提供、⑦調査結果は原則公表であること等について、調査を開始する前にいじめを受けた子ども及びその保護者に丁寧に説明します。</u> <u>また、いじめを行った子ども及びその保護者にも上記①～⑥の調査方針の説明を行います。</u> ⑥ 実関係を明確にするための調査	④調査を行うための組織 [略] イ)教育委員会が主体となる場合 教育委員会の附属機関である「<u>枚方市学校いじめ重大事態調査委員会</u>」を招集し、調査を行います。 ⑤ 実関係を明確にするための調査

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
[略] ⑦ 調査結果の提供及び報告 ア) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供 学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。<u>その際、市長への調査結果の報告にあたり、いじめを受けた子ども及びその保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨、予め説明します。</u> これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。<u>ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないようにします。</u> <u>イ)いじめを行った子ども及びその保護者への情報提供</u> <u>学校または教育委員会は、いじめを受けた子ども及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども及びその保護者に対していじめの事実関係について説明します。</u> ウ)調査結果の報告 調査結果については、<u>いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告するとともに、教育委員会は大阪府を通じて国に</u>	[略] ⑥ 調査結果の提供及び報告 ア) いじめを受けた子ども及びその保護者への情報提供 学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。 これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。 イ) 調査結果の報告 調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
報告します。 ⑧調査結果の公表 <u>調査結果については、公表することを原則として、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども及びその保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。</u> <u>調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた子ども及びその保護者と確認します。</u> <u>また、報道機関等の外部に公表する場合は、他の子どもたち又は保護者に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告します。</u> (2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 ①再調査 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、<u>調査結果について再調査を行うことができます。</u> 再調査についても、<u>市はいじめを受けた子ども及びその保護者等に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。</u>また、市長はその結果を議会に報告します。 ②枚方市いじめ問題再調査委員会の設置 <u>法第 30 条第 2 項に規定する再調査の実施に際して公平かつ中立な第三者の立場から調査を行うために、市長の附属機関として、条例により「枚</u>	(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 P12 ①再調査 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため—必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができます。 再調査についても、いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。 ②再調査を行う機関の設置

主要な改正部分の新旧対照表

新（改訂後）	旧（現 行）
<u>方市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置します。</u> <u>この再調査委員会は、学識経験者や福祉及び臨床心理の専門的知識を有する者等で構成します。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体からの推薦等によって当該調査の事案ごとに選任し、公平性・中立性を図ります。</u>	<u>再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。</u> 構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱します。